

北九州市中小企業海外展開支援助成金 米国関税枠について

1 米国関税枠とは

北九州市中小企業海外展開支援助成金(以下、助成金という)について、助成金の交付対象者のうち、以下の①②の両方を満たす者について、**助成率を助成対象経費の3分の2以内の額とし、各事業について2回(※)まで利用可能とするもの。**

【利用条件】

- ① 令和7年4月の米国政府による追加・相互関税措置等の影響を受け、米国以外の販路開拓に臨むこと。
- ② 令和4年4月から現在までに米国との取引実績があることまたは取引実現の蓋然性が高い状況があること。

(※)令和8年度は2回目以降の募集があった場合にのみ利用可能になります。

2 申請に必要なもの

助成金申請書一式に加え、以下の(1)または(2)に記載の書類の提出が必要。

(1) 米国との取引実績を客観的に証明する資料

- ① 請求書・納品書の写し
- ② 売上、仕入台帳
- ③ 輸出通関書類

いずれかが必須です

- ④ ①～③を補強する資料(秘密保持契約書、米国向け販促資料、商談記録・成約通知、その他これに準ずる資料)

(2) 米国との取引実現の蓋然性を客観的に証明する資料

- ① 取引先との仮契約書
- ② 金融機関への借入申込書
- ③ 設備投資を証明する納品書

いずれかが必須です

- ④ ①～③を補強する資料(取引について記載がある取締役会議事録、秘密保持契約書、その他取引の準備段階にあることを証明する資料)